

令和3年度『大学月額奨学金』『多子世帯向け奨学金』

及び『大学入学一時金』奨学生募集要項

(令和3年4月に大学・短大の1年に進学予定の方が対象)

公益財団法人 秋田県育英会

令和3年度の本会奨学生を次のとおり募集します。

◇奨学金の種類

①大学月額奨学金

- ・所得制限あり（父母の特別控除後の認定所得合計額が300万円以下）
- ・他の給付型奨学金・本会入学一時金との併用可（他の貸与型奨学金との併用不可）

②多子世帯向け奨学金

- ・所得制限なし
- ・世帯の子どもの数が3人以上であること
- ・他の給付型奨学金・本会入学一時金との併用可（他の貸与型奨学金との併用不可）

③大学入学一時金

- ・所得制限あり（父母の特別控除後の認定所得合計額が200万円以下）
- ・上記①または②の奨学金との併用応募は可
- ・他の貸与型奨学金及び給付型奨学金との併用可。

(注意事項)

- ・上記①及び②のいずれの応募資格も満たす方は、両方に申込みが可能です。ただし、両方に申込みした場合でも、採用となるのは①、②どちらかになります（どちらに採用となるかは本会が決定します）。
- ・本会専修学校月額奨学金及び専修学校入学一時金との併願はできません。
- ・入学が令和3年4月以外の場合は貸与することができません。

◇申込期間

令和2年8月3日（月）～ 令和2年8月24日（月） **本会必着**

(※郵送でも持参でも構いません)

◇募集人員

- | | | |
|------------|------|--------------------------|
| ①大学月額奨学金 | 320名 | (いずれも選考により奨学生を採用します。) |
| ②多子世帯向け奨学金 | 80名 | 応募者全員が奨学生に採用されるとは限りません。) |
| ③大学入学一時金 | 200名 | |

◇貸与月額等

(1) 大学月額奨学金、多子世帯向け奨学金

- ①貸与月額 : 50,000円
- ②貸与期間 : 申込者の在学する大学(短大)の正規の最短修業年限とします。
- ③貸与方法 : 隔月に2ヶ月分ずつ秋田銀行の奨学生本人名義の預金口座へ振り込みます。
- ④その他 : 進路変更により専修学校専門課程(大学進学を目的とする課程(いわゆる予備校)及び通信制を除く。)に入学した場合は、辞退者等の状況により専修学校月額奨学金の貸与を受けることができます。ただし、専修学校月額奨学金の所得制限内(父母の特別控除後の認定所得金額合計が300万円以下)であることが必要です。

(2) 大学入学一時金

- ①貸与額 : 50万円、70万円、100万円 (いずれかを選択)
- ②貸与時期 : 令和3年1月～3月
- ③貸与方法 : 一括で秋田銀行の奨学生本人名義の預金口座へ振り込みます。
- ④その他 : 入学一時金送金後に大学(短大)または専修学校専門課程へ入学しなかった場合は、一括で返還していただきます。
進路変更により専修学校専門課程に入学した場合は、専修学校入学一時金として30万円の貸与を受けることができます。

◇応募資格 ※次のうち①～③と、④または⑤を満たしていること

- ① 秋田県出身者であること。 ※詳しくは【別添】補足説明Ⅰ応募資格についての説明①を参照
- ② 令和3年4月に、文部科学省所管の国公立・私立の大学、短期大学(ただし、自治医科大学、産業医科大学、通信教育部及び放送大学を除く)に入学し、1年に進学予定であること。
- ③ 令和3年3月に高校卒業予定の者又は高校卒業後3年以内の者、高卒認定者は中学校卒業後6年以内の者であること。

④【大学月額奨学金、大学入学一時金のみ】

学資の支弁が困難と認められること。

(父母の特別控除後の認定所得金額合計が、月額奨学金では300万円以下、入学一時金では200万円以下であること。)

※認定所得金額は税法上の所得とは異なります。詳しくは【別添】補足説明Ⅰ応募資格についての説明「③所得の算出方法について」を参照、又は本会事務局へ問い合わせてください。

(例) 父母とも給与収入のみの場合、

父の収入額: 550万円、母の収入額: 404万円 → 認定所得300万円

(父、母、申込者3人世帯の場合)

⑤【多子世帯向け奨学金のみ】

兄弟姉妹が3人以上の方。(同一世帯において多子世帯向け奨学金の貸与を受けられるのは、子どもの数から2を減じた人数とします)

※詳しくは【別添】補足説明Ⅰ応募資格についての説明②を参照

(例1)

就職して世帯をでた長男、長女(長男、長女は多子世帯向け奨学金の貸与を受けたことがない)、高校3年生の次男の構成

⇒高校3年生の次男は多子世帯向け奨学金に申込できる

(例2)

大学3年生の長男(多子世帯向け奨学金の貸与を受けている)、高校3年生の長女、中学生の次男の構成

⇒高校3年生の長女は多子世帯向け奨学金に申込できない

※奨学金の併用についてよくご注意のうえ、お申込みください。

○日本学生支援機構等、他団体の奨学金に申込みすることは構いませんが、本会の「大学月額奨学金」と「多子世帯向け奨学金」については、他団体の貸与型奨学金との併用はできませんので、どちらも採用となった場合はいずれか選択していただくこととなります(他団体の給付型奨学金との併用は可)。

なお、本会の大学入学一時金については、他団体の奨学金と併用が可能です。

	他団体の貸与型奨学金	他団体の給付型奨学金	大学入学一時金
大学月額奨学金	×	○	○
多子世帯向け奨学金	×	○	○
大学入学一時金	○	○	

◇提出書類（別添の補足説明を必ずお読みください。）

①貸与申込書（募集要項に添付の「第1号様式」）

本会ホームページからもダウンロードできます。 URL <http://www.akita-ikuei.jp>

②申込者及び家族の方（同一生計の方）全員の「住民票」

○令和2年4月以降に発行されたもの。

○マイナンバーが記載されていないもので、本籍及び続柄が分かるもの。

※別生計者が記載されている場合は、別生計者の氏名の横に「別生計」と記載してください。

※単身赴任等で別に暮らしているが申込者と同一生計の場合は、住居を構えている先の住民票が必要です。ただし、高校生以上の学生（予備校含む）の分は不要です。

③申込者の家族で、高校生以上の学生（予備校含む）の方の在学証明書の原本又は学生証の写し

④申込者の父母それぞれの「令和2年度所得証明書」

市町村発行のもの。市町村によって名称が異なる場合があります。

※父母のどちらかと離別・死別している場合は、一方のみで可。

※全部事項記載のもの。不明な点がある場合はその他書類の提出を求めることがあります。

※無職（無収入）の場合も必要です。

⑤控除に関する書類

（ア）家族（同一生計者）の中に障害者手帳を有する方がいる場合は、その手帳の写し。

（イ）家族（同一生計者）の中に病気療養中の方がいる場合は、平成31年分（令和元年分）確定申告書の第一表及び第二表の写し。

（ウ）両親のいずれかが単身赴任している場合は、その事実が分かるものと、家賃の実負担額が分かるもの（最新のもの）

（エ）火災・風水害・盗難等の被害を受けた世帯は、り災・被災証明書と平成31年1月～令和元年12月中に支出した被害額等が分かるもの。保険等で補填された場合は、その額が分かるもの。

⑥成績に関する書類 【開封無効】 ※成績証明書ではありません。

高校在学中の方は、評定書〔募集要項に添付の（第2号様式）〕。

過年度卒業の方は、調査書。

高卒認定の方は、合格成績証明書（高校で取得した単位がある場合、成績証明書も必要）。

⑦戸籍謄本 【多子世帯向け奨学金に申し込みする方のみ】

戸籍謄本で確認できない兄弟姉妹がいる場合は、そのことが分かる戸籍。

◇注意事項

①提出書類は、採用の可否を決定する重要な書類ですから、漏れのないよう正確に記載してください。

②添付書類の不足や記入不備の場合、選考から除外することがありますので注意してください。

③提出書類は、採用の可否にかかわらず返却しませんので、ご了承ください。

④採用の可否についての電話による直接のお問い合わせにはお答えいたしかねます。

◇採用内定通知

令和2年9月24日（木）（予定） 応募者全員に、採用の可否を文書で通知します。

◇返還

（１）大学月額奨学金、多子世帯向け奨学金

①返還期間

- 貸与期間終了後、6ヵ月間の据え置き期間があります。
- 貸与期間の3倍の期間内とします。（無利息です。ただし、正当な理由がなく、最終返還期間が過ぎても返還されなかった額については、年率5%の延滞利息が課せられます。）

②返還方法

年賦（7月又は12月の年1回払い）、半年賦（7月・12月の年2回払い）、又は月賦で奨学金の振り込み口座と同じ口座から振替により返還していただきます。
年賦・・・1回あたり200,000円 / 半年賦・・・1回あたり100,000円
月賦・・・1回あたり 16,660円（初回のみ端数上乘せ）

（２）大学入学一時金

①返還期間

- 貸与期間終了後、6ヵ月間の据え置き期間があります。
- 正規の最短修業年限終了後、50万円貸与者は5年、70万円貸与者は7年、100万円貸与者は10年とします。（無利息です。延滞利息については月額奨学金と同じ。）

②返還方法

半年賦（7月・12月の年2回払い）で、1回あたり50,000円を奨学金の振込口座と同じ口座から振替により返還していただきます。

返還の際には貸与申込時からの連帯保証人（※1）のほかに保証人（※2）を立て、借用証書（貸与終了時作成）に印鑑登録証明書を添付していただきます。

※1…申込者が未成年者の場合は、民法818条で規定する親権者又は後見人、成年者の場合は父母等又はこれに代わる者とする。

※2…申込者及び連帯保証人とは別生計で、原則65歳以下の者（未成年者不可）とする。

◇その他

①本会の大学月額奨学金及び多子世帯向け奨学金は、秋田県内就職者向けの奨学金返還助成制度の対象となります。奨学金返還助成制度については、秋田県あきた未来創造部移住・定住促進課のホームページ、秋田県就活情報サイト「Kocchake!」の特設ページをご覧ください。ただか、同課へお問い合わせください。

②本会の大学月額奨学金及び大学入学一時金は、令和4年3月31日までの間、「特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置」の制度が適用になります。

返還助成に関する問い合わせ先
あきた未来創造部移住・定住促進課
TEL 018-860-3751

<http://www.furusato-teiju.jp/kocchake/>

こっちゃけ

検索

奨学金に関する申込・問い合わせ先

〒010-0951 秋田市山王四丁目1-2 秋田地方総合庁舎 5階

公益財団法人 秋田県育英会

TEL 018-860-3552 FAX 018-860-3555

Mail : postmaster@akita-ikuei.jp

申込書と提出された個人に関する情報については、この奨学金の申込み及び貸与業務（返還業務を含む）目的以外には使用しません。